

『粉じん作業に係る特別教育』のご案内

常時特定粉じん作業に従事する作業者に対しては、「粉じん作業特別教育規定」に基づく特別教育を実施することが事業主に義務づけられております。(労働安全衛生法第59条第3項、安全衛生規則第36条第29項、粉じん障害防止規則22条) また、千葉労働局第8次粉じん障害防止総合対策では、事業者が重点的に講ずべき事項の中に、アーク溶接作業等に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のための教育を実施しなければならないこととしています。(注1)

つきましては、標記特別教育を下記の通り計画いたしました。対象事業場におかれては関係従業員を参加させ、安全衛生教育義務を務められますようご案内いたします。

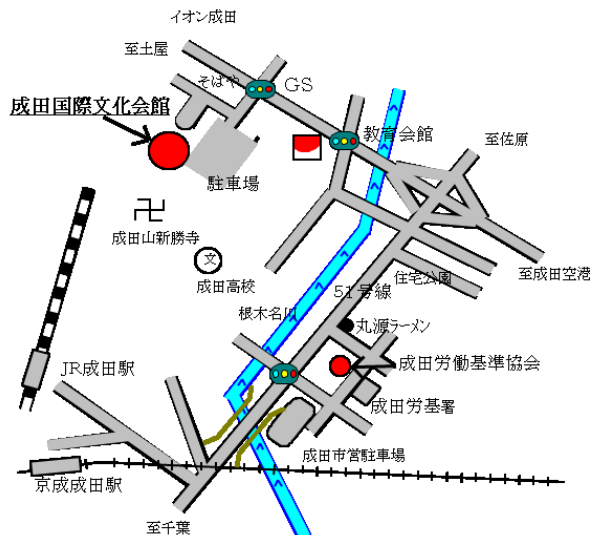
(注1) 本教育では「グラインド作業」、「ガス溶断作業」、「アーク溶接作業」従事者も対象となります!

1. 日時・会場：

- ①令和元年9月4日(水) 9:30~15:20
- ②成田国際文化会館 第3・4会議室

2. 内容：

内 容	時 間
①粉じんの発散防止及び作業場の換気方法	1 h
②作業場の管理	1 h
③呼吸用保護具の使用の方法	0.5 h
④粉じんに係わる疾病及び健康管理	1 h
⑤関係法令	1 h



- 3. 受講料：会 員 6, 760円 (テキスト代=864円含む)
- 非会員 7, 260円 (テキスト代=864円含む)

4. 申込方法：

- *受講申込書に所定事項を記入の上、受講料を添えてお申し込み下さい。(受講申込みはFAXでも受付けます)
- *定員30名に達しましたら締め切らせていただきます。
- *受講料の支払いは、8月28日(水)締切までに、現金・銀行振込のいずれかにより払い込み下さい。なお、締切日以後の受講取消しは、原則として受講料をお返しできませんのでご了承下さい。(受講者変更か次回講習まで有効とさせていただきます)

5. その他：筆記用具を持参して下さい。

*当協会の法人化に伴い振込口座の名義及び口座番号を変更しましたのでご確認ください。

金融機関振込送金先 (法人化により口座名義、口座番号を変更)
 千葉銀行 成田支店(普) 3326177 一般社団法人成田労働基準協会
 千葉信用金庫成田支店(普) 0057029 一般社団法人成田労働基準協会

◇申込み・照会は下記をお願いします。
 一般社団法人成田労働基準協会
 〒286-0134 成田市東和田555-5
 TEL 0476-24-3743
 FAX 0476-23-3594

----- 切り取り線 -----

FAX → 0476-23-3594

※欄は記入しないで下さい

『粉じん作業に係る特別教育』受講申込書

		受講番号	※
ふりがな			
受講者氏名			
生年月日	H. 年 S. 年 月 日 (西暦)		
現住所	〒		
	勤務先 事業場名		
	事業場 住所		
	連絡担当者	氏名	
		TEL	

受講料支払方法を○で囲んでください。(月 日まで、1.協会へ現金支払 2.千葉銀行振込 3.千葉信用金庫振込)